

東村山市交通事業者緊急支援金

東村山市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の減少等により、収益に大きな影響を受けている**交通事業者に対し、最大100万円の「東村山市交通事業者緊急支援金」**を交付します。※国の持続化給付金あるいは市の東村山企業等応援金等との併用可能

・対象事業者

以下のバス事業者若しくはタクシー事業者。

○バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業）

- ・市内に乗降可能な停留所を有する乗合バス事業者

○タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業）

- ・市内に本社または営業所を有するタクシー事業者



・申請要件

以下の（１）～（４）にすべて該当する事業者。

- （１）道路運送法第４条第１項の許可を受けている交通事業者
- （２）令和２年４月から６月の任意の月の収入が前年同月と比較して２０％以上減少
- （３）市内で平成３１年４月１日以前に事業を開始し、今後も継続の意思がある
- （４）暴力団、暴力団関係者でないこと

・支援金額（上限100万円、1事業者1回限り）

○バス事業者

- ・基礎額（50万円） ＋ 車両加算（10万円×車両台数）

※加算対象車両：市内にバス停留所を3つ以上有する路線の乗合事業に供する車両

○タクシー事業者【法人格を有する場合】

- ・基礎額（30万円） ＋ 車両加算（2万円×車両台数）

※加算対象車両：市内の本社・営業所に配置しているタクシー事業に供する車両

○タクシー事業者【法人格を有しない場合】

- ・基礎額（15万円）

・申請期限

○令和2年9月30日（水）必着

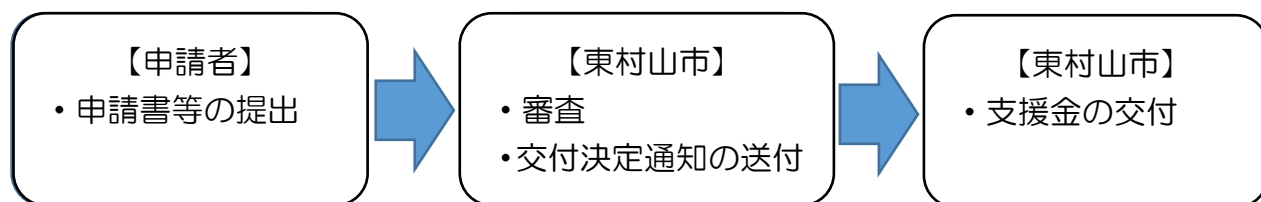
・必要書類

1. 東村山市交通事業者緊急支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）
2. 誓約書兼同意書（第2号様式）
3. 道路運送法第4条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し
4. 令和2年の収入が確認できる書類（令和2年4月から6月）
5. 前年の収入が確認できる書類（前年4月から6月）
6. 自動車車検証の写し（加算額として申請する車両のもの）
7. 市内に乗降可能なバス停留所が存する路線において、乗合バス事業の用に供する対象車両台数が確認できる書類（提出はバス事業者に限る）
8. その他市長が必要と認める書類

・申請方法

1. 申請書等に必要事項を記入し、その他必要書類を揃える。
※申請書等の様式については、市ホームページで入手可能。
2. 申請書等及び必要書類を郵送にて提出する。（窓口でも可）
※郵送料は、申請者負担となります。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送による提出にご協力をお願いいたします。窓口にて提出する際は、事前に公共交通課にご連絡ください。

・申請の流れ



※申請書等の提出後、概ね3週間程度で支援金を交付する予定です。

・申請先及び問合せ先

〒189-8501 東村山市本町一丁目2番地3
東村山市役所 環境安全部 公共交通課 宛
042-393-5111（内線）2492